

小河滋次郎の社会事業論形成過程の研究

- 『社会問題 救恤十訓』における窮民論の特徴について -

東洋大学大学院博士後期課程 益田幸辰(会員番号 004901)

キーワード：小河滋次郎・窮民・社会事業論

1. 研究目的

小河滋次郎は、1912(明治45)年に発表した『社会問題 救恤十訓』において、窮民を救済の主たる対象として着目していた。本報告では、小河が窮民をどのように捉えていたのかを整理し、その特徴を明らかにすることが目的である。

2. 研究の視点および方法

『社会問題 救恤十訓』に関する先行研究として、吉田久一(1989・1994・1995)・遠藤興一(1982)・菊池正治(2003)・倉持史朗(2006)・小林仁美(1988)などが挙げられるが、それらを検討した結果、その議論の焦点は、第1に儒教的な考えに基づく国家責任論と救済受給権について、第2に公的救済と私的救済の相補関係、第3に親族相救・隣保相扶の役割、第4に救済活動はそれ自身を目的とすること、第5に救済事業の担い手とその活動における機敏性と迅速性についてであることがわかった。しかしながら先行研究では、小河の窮民論そのものを議論の対象としているものは稀で、小河の社会事業論の全体像を明らかにするためには、小河の窮民論を整理し検討することが必要であると考えた。本報告はそのような考えに基づき小河の窮民論の特徴の一端を明らかにしたい。

小河と同時代の人物による貧民救済は、概ね次のように整理することができる。まず、後藤新平は、国家有機体説に依拠し、国家労働力の担い手として貧民の救済は必要であると考えた。また、窪田静太郎は自活できない貧民をワークハウスなどで強制労働させ、それに次ぐ貧民は公益上救助するとした(吉田 1995: 45 - 46)。さらに、井上友一は、救済事業とは貧民個人の救済を意味するものではなく、公利公益のためになされるものであり(菊池 2003: 73)、救貧を進めることは自立の精神を損なうことにつながると考えた(吉田 1995: 73)。これに対して渋沢栄一は、救貧制度が他国より遅れていることを指摘し、階級分化が進み貧富の差が大きくなれば、親族相救や隣保相扶では対処できなくなると政府の救済論を批判した(吉田 1995: 70)。以上のような窮民論を巡る当時の議論では、政府の方針により大都市下層社会の不安定かつ不熟練労働者を含む夥しい数の貧民は救済からは外されていた。なお、研究の方法は小河の原典を基に先行研究を分析検討し進めることにしたい。

3. 倫理的配慮

「研究倫理指針」に従い、他説を引用する際や引用において細心の注意を払った。

4. 研究結果

第1に小河は、窮民救済の現状について、統計で窮民の数を検討するならば、「我が為政の上に當然盡すべき救済の任務を閑却することの甚だしき事實を立證する」(小河

1912:10)とし、人口200万の東京府市において「救済を必要とする多数の窮民を放擲して之を顧みざるの事實は確かに文明國家の大なる耻辱である」(小河1912:14)と当時政府の窮民対応を批判している。また、窮民救済施設として孤児院・養育院・養老院・感化院・免囚保護所・無料宿泊所・育児或いは職業紹介・施米・貧民長家を挙げているが(小河1912:163)、その内容や設備が海外と比較すると「餘りに貧弱に過ぐることを遺憾に思ふて居る」(小河1912:75)と指摘し、さらに窮民は発病した際に放擲して重症になりがちだが(小河1912:145)、それは一滴の水、一椀の食事にも困窮して(小河1912:175)、外出の衣類や交通費も無いため病院に行くことができないからだと(小河1912:142)、スウェーデン・イタリア・ロシアなどで行っている駐在看護婦の配置が必要であると述べている(小河1912:144)。以上のように海外の救済論との比較において日本の問題点を浮き彫りにして、政府の責任を追及した点は小河の窮民論の特徴であるといえる。この事は渋沢栄一と同じ視点に立つものである。

第2に、窮民救済の原則として、窮民は物質的な欠乏ばかりではなく精神的な欠乏にも苦しんでいるとし、これらを併せて与える必要があるとしたことや(小河1912:108-109)、また同様に、窮民の困苦は千差万別であるため、個人の実情をよく調べて適切な「個別的救護」がなされなければならないとしたことは(小河1912:18)、窮民の立場に立った具体的な対応が必要であることを示しており、この点も小河の窮民論の特徴と見なすことができる。

第3に病气である窮民の家を「眞の同情心に富む所の婦人、宗教家又は慈善家の如き多数の素人」(小河1912:175-176)が訪問することの有効性を指摘した点は、後に自ら制度化する方面委員制度の委員の役割に関する考え方の萌芽とも考えられ、小河の窮民論の特徴に数えられるのではないだろうか。

以上の考察によって、これまでの社会福祉史研究において十分に検証されていない小河の窮民論の特徴の一端が明らかになったと考える。

<引用・参考文献>

遠藤興一(1982)「開明官僚と社会事業(3)-小河滋次郎の生涯と思想」『明治学院大学論叢 社会学・社会福祉学研究』324、

菊池正治(2003)「日露戦後期の感化救済事業」菊池正治・室田保夫他編『日本社会福祉の歴史 付・史料-制度・実践・思想-』ミネルヴァ書房

小林仁美(1988)「留岡幸助の『新慈善』-小河滋次郎・井上友一との比較研究-」奈良女子大教育学年報 第6号

倉持史朗(2006)「小河滋次郎-感化事業と大阪府方面委員制度」室田保夫編著『人物でよむ近代日本社会福祉のあゆみ』ミネルヴァ書房

小河滋次郎(1912)『社会問題 救恤十訓』北文館

吉田久一(1989)『日本社会福祉思想史』川島書店、

———(1994)『日本の社会福祉思想』勁草書房

———(1995)『日本社会福祉理論史』勁草書房